

令和3年度から令和5年度までの介護保険料(第8期)

段階	要件	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者等	基準額×0.30	21,600円
第1段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいない ・老齢福祉年金受給者	基準額×0.30	21,600円
第1段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいない ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.30	21,600円
第2段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいない ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額×0.50	36,000円
第3段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいない ・課税年金収入額+合計所得金額が120万円超	基準額×0.70	50,400円
第4段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいる ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.80	57,600円
第5段階	・本人が市民税非課税 ・世帯に市民税課税者がいる ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円超	基準額	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.10	79,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.25	90,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.70	122,400円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満	基準額×2.00	144,000円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.30	165,600円

※課税年金収入額とは、税法上、課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額です。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※合計所得金額とは、地方税法に規定する前年の合計所得金額(配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰り越し控除等を行う前の金額)から、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

第1段階から第5段階は、この合計所得金額から課税年金収入に係る所得金を控除した額です。また、給与所得が含まれている場合には、給与所得(給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除した額(控除後の金額が0円を下回る場合、給与所得を0円とします。)となります。

第6段階から第11段階は、給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合には、その合計額から10万円を控除した額(控除後の金額が0円を下回る場合、給与所得及び公的年金等に係る所得を0円とします。)となります。

※国の低所得者軽減強化の実施により、第1段階及び第2段階の年間保険料が引き下げられています。

※毎年4月1日時点での住民票上の世帯を基準にしています。ただし、年度途中で65歳になる人は誕生日の前日、市外から転入した人は転入日時点の世帯を基準とします。

※年度途中で65歳になる人は、65歳になった日(誕生日の前日)の属する月から、市外から転入した人は、転入日の属する月から、年額保険料を月割で計算した額となります。